

白山市監査公表第8号

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

平成29年10月2日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 西 川 寿 夫

## 定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 笠間公民館、鳥越公民館、鶴来公民館
- 2 監査実施日 平成29年5月31日  
平成29年6月30日
- 3 監査実施場所 笠間公民館学習室、鳥越公民館会議室1、  
鶴来支所第3会議室
- 4 監査の範囲 平成28年度における財務事務執行状況及び事業の管理状況、  
施設及び財産の管理状況
- 5 監査の執行者 監査委員 北田 幸光  
監査委員 西川 寿夫

### 6 監査の方法

財務に関する事務、施設及び財産の管理等が関係法令等に従って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

### 7 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の財務に関する事務、事業の管理状況、施設及び財産の管理状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。

#### (1) 意見・要望及び指摘事項

##### <笠間公民館>

公民館本館と軽体育館が離れており、防犯上の問題発生も考えられる。管理体制について検討されたい。

##### <鶴来公民館>

朝日グラウンドの所管について検討されたい。